

議案第 20 号

太宰府市指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和3年 2月25日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕  
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8条—第10条」を「第8条・第9条」に、「第11条・第12条」を「第10条・第11条」に、「第13条」を「第12条・第13条」に改める。

第1条中「以下「法」という。第115条の12第2項第1号及び」を「以下「法」という。）第115条の12第2項第1号並びに」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第9条を削る。

第10条中「第7条の規定」を「第6条及び第7条の規定」に、「第7条中」を「第6条中」に改め、「「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」と」の次に「、第7条中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」とあるのは「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」と」を加え、同条を第9条とする。

第5章中第11条を第10条とする。

第12条中「第7条及び第9条の規定」を「第6条及び第7条の規定」に、「第7条中」を「第6条中」に改め、「「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と」の次に「、第7条中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と」を加え、「、第9条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と」を削り、第6章中第13条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第12条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、予防基準省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(予防基準省令第14条第1項(第64条及び第85条において準用する場合を含む。)及び第75条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービ

スの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、予防基準省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

2 令和 6 年 3 月 3 1 日までの間は、第 3 条第 3 項中、「講じなければならない」とあるのは「講じるように努めなければならない」とする。